無料入浴支援について

◎無料入浴支援の対象

以下の2つすべてにあてはまる方は無料入浴支援の対象です。

- 令和6年能登半島地震又は奥能登豪雨により自宅の入浴設備が被災し入浴できない
- 修理をする意思があり、修理する意思を証明できる

【注意】 以下のいずれかにあてはまる方は**無料入浴支援の対象外**です。

◆ 入浴設備を修理する意思が無い
◆ もともと（被災以前から）入浴設備が無い
◆ 生活拠点が能登町外で一時的に帰町している
◆ 仮設住宅等に入居登録している

◎支援内容

入浴料金が無料となります。

【注意】

- タオル、石鹸、シャンプー等は各自の負担となります。
- 終了時期は別途お知らせします。

◎実施施設

国民宿舎やなぎだ荘、国民宿舎能登うしつ荘、
ラブロ恋路、真脇ポーレポーレ、セミナーハウス山びこ

◎申請方法

役場復興推進課にて**修理の契約書またはそれに準ずる書面の提示**と**申立書**を記入して頂きます。

初めて申請する方は上記に加えて本人確認書類も提示して頂きます。

【問合せ先】能登町役場復興推進課（☎62-8529） 平日8:30～17:00